

## 第4次鹿島市環境基本計画及び鹿島市地球温暖化対策実行計画策定支援業務仕様書

### 1 業務目的

鹿島市環境基本計画は、「鹿島市環境基本条例」第3条の基本理念に則り、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その目的や施策、期間を定めたものである。

本市においては平成15年度に「第1次鹿島市環境基本計画」を策定し、以降5年ごとの改定を行い、計画策定から15年経過した平成31年には「第3次鹿島市環境基本計画」（以下「現計画」という。）として改定、以後この計画を推進してきた。

「第4次鹿島市環境基本計画」（以下「基本計画」という。）は、現計画の計画期間が令和6年3月に満了となるため見直しを行うものであり、時代とともに大きく変化している本市を取り巻く環境を考慮し策定する。

基本計画の策定にあたっては、本市のまちづくりにおける課題解決に向けて環境基本計画が果たすべく役割と方向性を示していくため、社会経済情勢、国等の政策の動向や本市の環境関連施策に係る進捗状況や課題、ニーズ等を把握し、必要なデータ収集と整理等の基礎調査を行うものとする。

地球温暖化対策については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、鹿島市の地球温暖化対策を定めた「鹿島市地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を平成26年に策定し、平成31年に社会情勢を踏まえて見直しを行ったところである。

また、令和4年9月には、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロをめざす「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明し、市民、事業者、NPO等と行政が協働で温暖化対策に取り組んでいる。

国においては、令和2年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言したことに伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、地方自治体の脱炭素の取組を定めた「地域脱炭素ロードマップ」を策定した。これらを実行計画に反映させる必要があるとともに、「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向けた具体的な施策を講じるため、実行計画を改定するものである。

計画の改定にあたっては、地域課題の解決を同時に達成する脱炭素へのシナリオを検討し、これまで本市が推進してきた地域資源を活用した自立分散型の地域循環共生圏（ローカルSDGs）の構築も踏まえ、2050年のゼロカーボンシティ実現に向けた実効性のある施策を策定する。

なお、基本計画の策定及び実行計画の改定にあたっては、本市の自然的、社会的条件を十分踏まえた上で行うものである。

### 2 業務名

第4次鹿島市環境基本計画及び鹿島市地球温暖化対策実行計画策定支援業務

### 3 委託期間

契約締結日～令和6年3月29日（金）

### 4 業務内容

基本計画の策定に必要な次の業務を行うものとする。なお、業務にあたっては、国の第五次環境

基本計画、環境白書、佐賀県の環境基本計画、本市の現計画、及びその他環境関連計画との整合を図り、平成27年9月に国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の視点を計画に取り入れること。

#### (ア) 基本計画

##### (1) 素案作成に向けた基礎調査

本市における環境全般調査、国・県の環境施策及び関連法令等の調査を実施すること。

##### (2) 市民及び事業者の環境に係る意識調査

市民及び事業者の環境保全及び温暖化に対する考え方や意見、要望などを把握するため、ため、アンケート調査を実施し、調査結果の集計及び分析、報告書の作成を行うこと。

###### ① 調査対象

アンケート調査市民1,000人・事業者90事業所  
聞き取り調査関係団体10団体（実行計画のみ）

###### ② 調査票の作成・発送・回収

調査内容の検討、調査票の印刷、発送及び回収、調査結果の集計、分析、報告書の作成を行うこと。なお、調査対象者の抽出及び宛名印刷は本市が行うこととする。

##### (3) 現計画の推進状況確認

① 現計画で掲示された基本目標の達成状況及び進捗状況の確認・評価。

② 確認・評価の結果から発生した課題の抽出。

※ 現計画の年次報告等のデータは市から提供する。

##### (4) 基本計画案・概要版の作成

計画の素案及び概要版の作成を行うこと。なお、素案及び概要版の作成にあたっては、SDGsや環境に係る最新の情勢や対応等を図るとともに、本市が提供する資料や環境審議会の審議状況、市民・事業者の意識調査の結果等を踏まえ、イラストやグラフ等を活用し、市民が理解しやすい内容、表現とすること。

また、年次報告として進行管理できる標記とし、評価方法について検討すること。

###### ① 基本目標・重点施策の見直し

環境全般の現況調査、各部局の現行施策、市民・事業者の意識調査、現行計画での達成状況・進捗状況等の結果を踏まえ、本市の目指す基本目標と目標達成のための重点施策の全面的見直しを行うこと。

###### ② 具体的環境施策の立案・見直し

具体的環境施策の立案、見直しにおいては地球温暖化対策へ向けた取組を重視すること。

#### (イ) 実行計画

##### (1) 区域施策編業務内容

業務内容は次のとおりとする。なお、国、佐賀県の施策及び本市の第七次総合計画、基本計画等の関連計画との整合性を図るとともに、本市の地域性や特色を考慮したものとする。

なお、本業務の実施にあたっては「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正内容及び「地域脱炭素ロードマップ」の内容を反映させるとともに、環境省が公表している次の資料

等、最新の知見に基づき適切な方法で行うこと。

※ 地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料  
Ver. 1.0

※ 最新の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル

① 基本事項、基礎情報収集、現状分析

計画全体の構成を提示するとともに、区域の自然的、経済的、社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入、温室効果ガス削減の取組に関する基礎情報の収集、現状分析及び地域課題の把握を行う。

- ・ 計画の全体構成を提案する
- ・ 地球温暖化に関する最新情報（現状、影響、国内外の動向、IPCC報告書等）の調査
- ・ 他市の事例調査
- ・ 区域の気候変動の現状と予測
- ・ 現行計画の施策の実施状況等について調査するとともに、「ゼロカーボンシティ」実現に向けた課題の分析
- ・ 本市の総合計画、環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等の関連計画、法令、制度との関連性の整理

② 温室効果ガス排出状況の調査

- ・ 本市の温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の推計及び将来推計の実施。なお、推計に当たっては複数のパターンで行うこと
- ・ 本市の森林の二酸化炭素吸収量の調査
- ・ 上記①及び②の調査に基づき、本市の課題、特性を分析

③ 2030年度目標値の検討

- ・ 国の地球温暖化対策推進計画において定められた2030年度の削減目標と整合性を図るとともに、本市が実行可能な削減量を分析し、2030年度の目標値を設定する。
- ・ 国及び県との整合性を図る中で基準年について検討する。

④ 目標達成に向けた施策の検討

本市の特性を踏まえ、目標達成に向けた施策の検討を行うとともに、2030年度及び2050年ごとの施策の指標を設定する。また施策の設定にあたっては、SDGsの目標との整合を図る。

⑤ 温室効果ガス排出量の算出について

本市の温室効果ガス排出量の算出については、自治体排出等カルテの活用を含め、積算法・按分法それぞれの本市の温室効果ガス排出量の算定ファイルを作成する。

⑥ 気候変動適応策の検討

- ・ 本市の気候変動の影響の現状及び将来予測を調査し、その調査結果を踏まえた適応策を検討する。
- ・ 適応策の適切な推進方法について提案する。

(2) 事務事業編業務内容

業務内容は次のとおりとする。計画の改定にあたっては、環境省から示される最新の地方公

共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルに準拠すること。

① 温室効果ガスの排出状況と目標の達成状況の評価

② 削減目標と施策等の検討

※ 上記①・②に係る改定、資料提供を行うこと。

③ 職員の省エネへの取り組み及び意識啓発について支援を行うこと。

## 5 計画改定に伴う会議開催の支援

① 会議開催に伴う支援

本市で設置する「鹿島市環境審議会」、庁内で組織する「庁内検討会議」などで使用する資料の作成、会議への出席、資料の説明及び助言、会議録の作成、会議の意見を踏まえた資料への反映等を行う。

② 打合せ協議

打合せ協議は、4回程度（業務計画作成時、意見調査終了時、素案作成時、納品時）とするが、必要に応じて随時実施するものとする。

## 6 パブリックコメントへの対応

パブリックコメントに必要な資料として、広報掲載用原稿の作成を行うこと。また、提出された意見等の整理を行い、計画への反映を検討すること。

## 7 成果品及び支払について

本業務の成果品として、以下のものを作成し、納品すること。

(1) 基本計画概要版 5部

(2) 基本計画製本版 5部（A4版・簡易製本）

(3) 上記（1）～（2）の電子データを記録したDVD-RまたはCD-R  
（ワード又はエクセル型式及びPDF型式での電子データ）

## 8 注意事項

(1) 個人情報の保護

受託者は、本業務で知り得た個人情報については、本業務でのみ活用するものとし、他の業務に利用してはならない。また、個人情報の管理の徹底を図るとともに、外部に流出しないよう適切な措置を講じなければならない。

(2) 再委託の禁止又は制限

受託者は本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、補助的業務等において第三者に再委託しなければならない場合は書面にて報告し、本市の承諾を得なければならない。

(3) 調査内容等の第三者への提供の禁止

① 受託者は、本業務で知り得た内容を、第三者に提供してはならない。

② 受託者は鹿島市長が認めた場合を除き、受託内容を他の用途に利用してはならない。

(4) 調査データの保護

- ① 受託者は、本業務の内容を第三者に漏らしてはいけない。
- ② 再委託する場合は、個人情報や調査内容の保護については、受託者が責任をもって管理すること。
- ③ 受託者は、業務委託契約終了後もデータの保護を行うこと。

(5) 法令の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり、各種法令の遵守に努めること。

9 その他

- (1) 成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。
- (2) 契約代金の支払いは、業務の完了検査終了後、受託者からの請求に基づき、一括して支払いを行う。
- (3) 関係法令等を遵守すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項等について、本市の指示のもと変更を加える場合については、受託者と鹿島市が協議の上で決定するものとする。